令和7年度　技術等向上事業
船舶検査・船舶測度講習会
（　資　料　）

九州舶用工業会
〒812－0043
福岡市博多区堅粕4－1－3
パークコート博多1階（旧プチメゾン88 1F）
TEL: 092 - 292 - 1014　FAX : 092 - 292 - 1019
http://www.kyu-haku.com

一般社団法人　九州小型船舶工業会
〒801－0841
北九州市門司区西海岸1丁目4番13号
PORT-198　402 号
TEL / FAX : 093 - 321 -7183
kyushu-syosenko@iaa.itkeeper.ne.jp

令和７年度　船舶検査・同測度講習会

（検査部門）

九州運輸局　船舶検査官

令和８年１,２月

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

本日の内容

国土交通省
【機密性2】
作成：九州運輸局検査官

改正SOLAS条約の国内取り入れ予定
【今後の改正(2026.1改正含む)】

●船上揚貨装置等の安全基準の義務化

国土交通省
【機密性2】
作成：九州運輸局検査官

項　　目　：　「船上揚貨装置」及び「アンカーハンドリング
　　ウインチ」の安全基準の義務化
　　(SOLAS II-1/3-13 新設) (関連ガイドライン新設)

改正法令等　：　設備規程等

発　効　日　：　2026.1.1

改正概要　：　新造船及び現存船（国際船は発効後最初の定期検査、国内船は2028.1.1以降の最初の定期検査）を対象として、設計、製造、操作、検査及び保守点検に係る安全基準を義務付ける
国際船：総トン数300 トン以上の船舶及び総トン数300トン未満の旅客船（吊上能力１トン以上のもの）
国内船：総トン数300 トン以上の船舶（吊上能力１トン以上のもの）

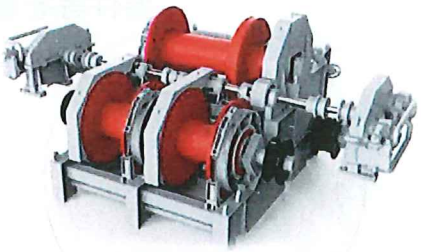

出典：日本海事協会

●電子傾斜計の搭載義務化

国土交通省
【機密性2】
作成：九州運輸局検査官

項　　目　：　電子傾斜計の搭載義務化
　　(SOLAS V/19 新設)

改正法令等　：　設備規程等

発　効　日　：　2026.1.1

改正概要　：　総トン数3,000トン以上の「ばら積み貨物船」又は「コンテナ船貨物船」である新造船を対象として、電子傾斜計の搭載を義務付ける（国際船のみ）

メーカー：Navitron
型　　式：NT1000EPR

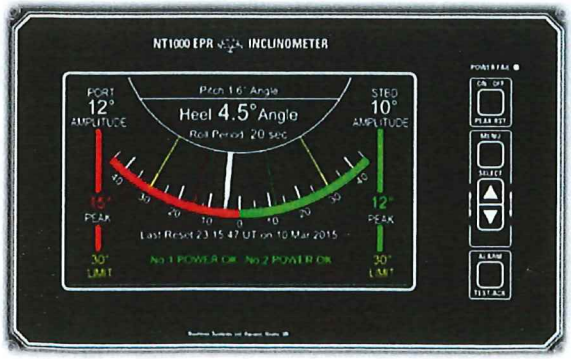

出典：nauticexpo

●極海関係

国土交通省
【機密性2】
作成：九州運輸局検査官

項　　目　：　「極海を航行する一部のSOLAS条約非対象船」への安全対策の新規義務化 (SOLAS XIV/3-1新設)
(POLARコード改正)

改正法令等　：　設備規程等

発　効　日　：　2026.1.1

改正概要　：　極海域を航行する「全長24m以上の漁船」及び「総トン数300トン以上500トン未満の貨物船」等の新造船及び現存船（発効後最初の定期的検査）を対象として、航行安全（着氷除去設備(機械式氷除去装置、手斧等)、探照灯、 非磁性コンパス等）に係る要件等を義務付ける

出典：IMO

●RORO旅客船の火災安全対策

国土交通省
【機密性2】
作成：九州運輸局検査官

項　　目　：　RORO旅客船の火災安全対策の義務化
(SOLAS Ⅱ-2 改正) (FSSコード改正)

改正法令等　：　消防設備規則等

発　効　日　：　2026.1.1

改正概要　：　RORO旅客船の新造船を対象として、車両積載区域へのビデオカメラ及び熱探知器の設置等を義務付け
※現存船には2028.1.1以降の最初の定期的検査までに義務付け

出典：琉球海運（株）

●フッ素系物質含有泡消火剤の使用禁止

国土交通省
【機密性2】
作成：九州運輸局検査官

項　　目　：　フッ素系物質含有泡消火剤の使用禁止
(SOLAS Ⅱ-2/10.11新設)

改正法令等　：　消防規則等

発　効　日　：　2026.1.1

改正概要　：　新造船及び現存船（発効後最初の定期的検査）を対象として、人体への有害性から、
PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸)を含む
泡消火剤の使用を禁止する

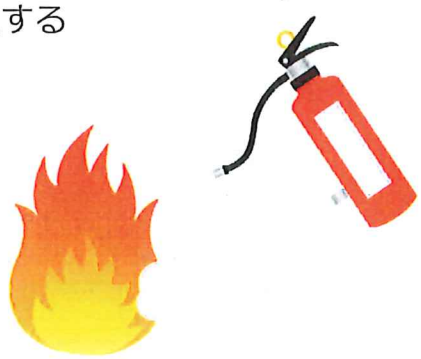

出典：（株）ジオリゾーム

●LSAコードの改正（救命胴衣）

国土交通省
【機密性2】
作成：九州運輸局検査官

項　　目　：　LSAコードの改正
(MSC.81(70)改正)

改正法令等　：　心得等

発　効　日　：　2026.1.1

改正概要　：　救命胴衣の水中性能を確認する方法を明確化し、
救命設備の試験を見直す

出典：日本船具（株）

●LSAコードの改正（救命艇及び救助艇）

国土交通省
【機密性2】
作成：九州運輸局検査官

項　　目　：　LSAコードの改正

改正法令等　：　心得等

発　効　日　：　2026.1.1

改正概要　：　発効日以降に船舶に搭載する救命艇及び救助艇を対象として、それらを船舶から水面への降下速度を見直す

出典：船学

●救命艇等の浸水装置及び離脱装置の保守

国土交通省
【機密性2】
作成：九州運輸局検査官

項　　目　：　MSC.402(96)の改正

改正法令等　：　検査の方法等

発　効　日　：　2026.1.1

改正概要　：　新造船及び現存船を対象として、救命艇及び救助艇に関して、それらの進水装置及び離脱装置の保守・詳細検査・作動試験、開放及び修理のための要件(設備されている場合には、換気装置を対象に追加)を見直す

出典：（株）信貴造船所

●IGFコードの改正

国土交通省
【機密性2】
作成：九州運輸局検査官

項　　目　：　IGFコードの改正

改正法令等　：　心得等

発　効　日　：　2026.1.1

改正概要　：　LNG等、極低温用に使用可能な材料として、
高マンガンオーステナイト(hi-Mn)鋼
を追加する

出典：Amazon

●IGFコード改正

国土交通省
【機密性2】
作成：九州運輸局検査官

項　　目　：　IGFコード改正

改正法令等　：　心得等

発　効　日　：　2026.1.1

改正概要　：　新造船を対象として、液化ガス燃料タンクに係る
設計蒸気圧力算出式を見直し、燃料タンクの1つの
圧力逃がし弁が作動不能になった場合でも残りの
弁で必要容量を満たすように設計すること等を
義務付ける

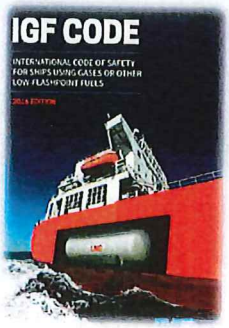

出典：Amazon

●バラストタンク等の保護塗装

国土交通省
【機密性2】
作成：九州運輸局検査官

項　　目　：　MSC.215(82)
MSC.288(87)の改正

改正法令等　：　心得等

発　効　日　：　2026.1.1　近海以上

改正概要　：　新造船及び現存船を対象として、全ての船舶の海水バラスト専用タンク及びばら積貨物船の二重船側区画の保護塗装並びに原油タンカーの貨油槽の保護塗装に関する性能基準（塗装検査員の資格要件）を見直す

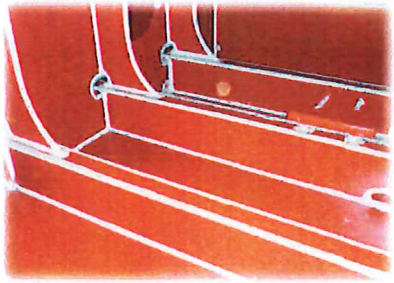

出典：日本海事協会

●非常用曳航設備

国土交通省
【機密性2】
作成：九州運輸局検査官

項　　目　：　非常用曳航設備の搭載義務 対象船の拡大
(SOLASⅡ-1改正)

改正予定法令等　：　設備規程等

発効予定　：　2028.1.1

改正概要　：　総トン数20,000トン以上の新造船(タンカー以外)を対象として、非常用曳航設備の搭載を義務付ける

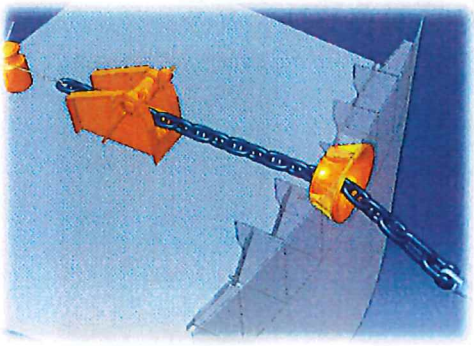

出典：（株）ハーヴェスト

出典：日本海事協会

●LSAコードの改正（救命艇）

国土交通省
【機密性2】
作成：九州運輸局検査官

項　　目　：　LSAコードの改正
(全閉囲型救命艇に対する換気要件を義務化)

改正予定法令等　：　救命設備規則等

発　効　予　定　：　2029.1.1

改　正　概　要　：　発効日以降に船舶に搭載する全閉囲型救命艇を対象として、その換気要件及び関連する効力試験を義務付ける

出典：日本海事協会

●ECDIS性能基準の改正

国土交通省
【機密性2】
作成：九州運輸局検査官

出典：日本無線

項　　目　：　ECDIS性能基準の改正

改正予定法令等　：　航海用具告示等

発　効　予　定　：　2029.1.1

改　正　概　要　：　次世代電子海図国際規格IHO S-100導入のため、発効日以降に船舶に搭載するECDISを対象として、新たな性能基準に適合することを義務付ける。

※IHO S-100 → IHOデータ共通モデル
：ECDISに様々なデータを容易に重ね合わせた表示が可能
※2026.1.1以降に搭載するECDISから適用可

出典：くまもんポート八代

お疲れ様でした！！

【参考資料】実船検認について（令和7年4月～）

総トン数の適正化を目的として、船舶国籍証書の検認の際に、当該証書と船舶の事実との符合を精査確認すべく、船舶法に基づく立入臨検を実施している。

【今回取扱いを変更した背景】

○総トン数は安全規制等の適用や課税徴収の指標として用いられるものであることから、適正に維持されていない場合、船舶の安全性や事業活動の公平性が損なわれることになる。

○従来より総トン数の適正化を目的とし、船舶国籍証書の検認に併せ船舶法に基づく立入臨検（実船検認）を実施※1してきたところ、今回組織改正に伴う指揮命令系統の変更（検査測度業務を統合。地方においては最上位の首席海事技術専門官が双方の業務を統括）等に際し、この実船検認についてもより効率的・効果的な実施となるよう検討を行った。

※1 従来、総トン数20トン以上5,000トン未満の船舶（木船、官公庁船等を除く。）を対象に実施

○これまでの実船検認の実積等も踏まえ検討した結果、実船検認の対象を漁船に限定することとした。

●漁船（総トン数20トン以上5,000トン未満）※2を対象に実船検認を実施

対象の変更以外は、従来と同様の対応

※2 木船及び国、地方公共団体又は特定の独立行政法人等の所有する船舶を除く。

・実施時期：船舶国籍証書の検認に併せて実施。検認の時期は、定期検査時期に合わせて指定。
・確認内容：船舶国籍証書の記載事項と船舶の事実（総トン数、主要寸法、標示事項）が符合するか否かを確認。
確認手段として寸法計測等を実施。
・実施主体：専門的な測度技能を有する海事技術専門官（又は、専門的な測度技能を有する者のサポートを受けつつ海事技術専門官が対応）

○船舶法（明治三十二年法律第四十六号）（抄）

第五条ノニ　日本船舶ノ所有者ハ国土交通大臣ノ定ムル期日マデニ船舶国籍証書ヲ其船舶ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁（其船舶ノ運航上ノ都合ニ因リ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ最寄ノ管海官庁）ニ提出シ其検認ヲ受クルコトヲ要ス

②・③（略）

④　日本船舶ノ所有者ガ第一項ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ定ムル期日又ハ前項ノ規定ニ依リ延期セラレタル期日マデニ船舶国籍証書ヲ提出セザルトキハ船舶国籍証書ハ其効力ヲ失フ此場合ニ於テ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ハ船舶原簿ニ付職権ヲ以テ抹消ノ登録ヲ為スコトヲ要ス

第九条　船舶所有者カ其船舶ヲ修繕シタル場合ニ於テ其総トン数ニ変更ヲ生シタルモノト認ムルトキハ遅滞ナク船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ其船舶ノ総トン数ノ改測ヲ申請スルコトヲ要ス

第二十一条ノニ　管海官庁ハ船舶ノ総トン数、登録又ハ標示ニ関シ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ当該官吏ヲシテ船舶ニ臨検セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該官吏ハ其ノ身分ヲ証明スヘキ証票ヲ携帯スヘシ

第二十七条　第七条ニ定メタル事項ヲ船舶ニ標示セサルトキ又ハ第九条乃至第十二条若クハ第十四条ノ規定ニ違反シタルトキハ船舶所有者ヲ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

✓ 立入臨検による検認（実船検認）の実施により、総トン数の適正化（改測義務の履行や原状回復）を担保している。